

新型コロナウイルスの影響により納税が困難な方へ

徴収猶予の「特例制度」

- 新型コロナウイルスの影響により、事業等に係る収入に相当の減少があった方は、1年間、町税の徴収の猶予を受けることができますようになります。
- 担保の提供は不要です。延滞金もかかりません。
※ 猶予期間内における途中での納付や分割納付など、事業の状況に応じて計画的に納付していただくことも可能です。

【対象となる方】

以下1. 2のいずれも満たす納税者・特別徴収義務者が対象となります。

1. 新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること。
2. 一時に納付し、又は納入を行うことが困難であること。

【対象となる町税】

令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する全ての町税が対象になります。

これらのうち、既に納期限が過ぎている未納の町税についても、遡ってこの特例を利用することができます。

【申請手続等】

令和2年4月30日から2か月後、又は、納期限のいずれか遅い日までに申請が必要です。

申請書のほか、収入や現金、預貯金の状況が分かる資料を提出していただきますが、提出が難しい場合は口頭によりおうかがいします。

長和町